



三井住友信託銀行がデジタル・インフォメーション・テクノロジー<3916>株式の大量保有報告書を提出



デジタル・インフォメーション・テクノロジー<3916>について、三井住友信託銀行が4月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行のデジタル・インフォメーション・テクノロジー株式保有比率は、5.20%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年3月30日。